

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該(営)違反点数
令和6年4月4日	株式会社アーベル(法人番号3340001006546)代表者鈴木章吾	本社営業所	輸送施設の使用停止(100日車) 文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第27条第3項	令和5年7月31日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(5)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	10	10	10	10
	鹿児島県鹿児島市石谷町88番1	鹿児島県鹿児島市石谷町88番1							